

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六 年 八 月 二十 日

東北厚生局長

辺見 聡

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------|-----------------|-----------|
| 鈴木眼科 | 寒河江市中央二丁目一三番三五号 | 令和六年八月一日 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

